

研究費の使用に関する行動規範

2015年6月25日(常務理事会制定)

I. 総則

大阪キリスト教短期大学(以下「短期大学」と言う。)における研究費の使用にあたって、その有効活用と活用に当たっていかなる不正も防止するために、短期大学の教職員は以下の行動規範に従って行動する。

1. 研究活動のための経費は、学生納付金、あるいは国民の税金による公的資金及び寄附金等を原資とすることを十分認識し、社会的な信頼に応えるよう、その使用にあたる。
2. 研究費の使用にあたっては、関連する法令、関係規則および短期大学の諸規則を十分にわきまえ、それらを遵守する。
3. 研究費の不正使用を防止するために、常に実効性があり、かつ透明性の高い管理・監視体制を整備することに努める。
4. 不正が行われたこと、あるいは行われつつあることを知り得たときは、それを黙過しない。
5. 研究者(教員)と事務職員は、研究費の適正な使用のために、相互の理解に努める。

II. 制度の整備

1. 総則に記載の目的を達するために下記の規程及び制度を整備する。
 - (1) 公的研究費の取り扱い及び不正防止に関する規程
 - (2) 公的研究費管理ガイドライン
(大阪キリスト教短期大学競争的資金等(公的研究費)不正防止計画)
 - (3) 研究推進委員会規程
 - (4) 調達規定
 - (5) 内部監査規程
 - (6) 競争的資金管理のフロー
(①競争資金の執行管理に関するフロー②競争資金の不正防止に関するフロー)

III. 公的研究費の不正使用に係る内部通報窓口

公的研究費の不正使用に関する申し立てを受け付けるため、下記の内部通報窓口を設置する。

【窓口の設置場所】 学校法人大阪キリスト教学院内部監査室(7号館3階役員室)

【通報の受付】 電話、電子メール及び書面により受け付けています。

電話 06-6652-2091

電子メール yakuin@occ.ac.jp

郵送先 〒542-0025 大阪市阿倍野区丸山通1-3-61

学校法人 大阪キリスト教学院 監査室宛

【通報申立用紙】 情報を正確に把握するため、通報の際は別紙の「通報申立書」により行う。

監査室長様

通 報 申 立 書

通報受付整理番号 _____

通報者の氏名	_____	通報日	年 月 日
通報者の所属	_____		
通報の内容	I. 不正を行った疑いがある教育職員等 教育職員等の氏名： _____ 所属： _____		
	II. 研究費等の不正使用又は研究活動上の不正行為の様態，内容及び不正とする合理的な理由 (いつ) _____		
	(どこで) _____		
	(どのように) _____		

III. その他 _____			
証拠資料等の有無 (ア) あり(書面・テープ・USDメモリ・その他(_____)) (イ) なし			
希望する連絡方法 連絡先 (複数可)	① 電話 (_____) ② メール (_____) ③ FAX (_____) ④ 郵送 (_____) ⑤ その他の希望事項 (_____)	自宅・職場・その他(_____)	

※出来る限り 顕名での通報と希望する連絡方法・連絡先のご記入にご協力ください。

匿名での通報の場合は、事実関係の調査を十分に行うことが出来ない事があります。

※通報の内容については、わかる範囲で記入してください。(すべて埋める必要はありません。)

※証拠資料等とは、書面に限らず電磁的記録媒体その他通報内容における事実の証拠となる物品を含みます。通報の際は、これらの物も提出してください。

※氏名その他の個人情報については、通報窓口等からの通報者への連絡、調査その他通報処理に関し必要な範囲でのみ使用し、適切に保護を行います。